

## ※これは申請者控サンプルです。

この書類への記入や提出は不要です。これはe-KOBE上で誓約・承諾の入力をいただく際の誓約・承諾内容を記したものです。e-KOBE上で申請手続きの最終確認後「申請する」をクリックした画面に表示される「申請内容のPDFをダウンロードする」をクリックすると、商号など必要情報が差し込まれた申請者控・誓約書・承諾書がダウンロード出来ます。内容を確認して保存してください。

### 令和8・9年度神戸市物品等競争入札参加資格審査申請書（申請者控）

神戸市長  
神戸市水道事業管理者  
神戸市交通事業部管理者  
あて

申請番号  
申請日

令和8・9年度において神戸市の物品等競争入札に参加したいので、物品等登録説明書等の記載事項を承諾のうえ、指定の書類を添えて申請します。なお、申請者及び受任者が競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びに本件の申請内容のすべてが事実と相違ないことを誓約します。

#### 申請者

物品等競争入札参加資格 業者番号  
商号又は名称  
本社・本店の所在地

代表者職氏名

#### 受任者（支店・営業所・出張所等の長等に次の権限を委任する場合に記入）

申請者はこの申請に基づく神戸市との契約について、次の者を代理人と定め、入札参加申請、見積・入札、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、契約履行、復代理人選任及び共同企業体結成に関する権限を委任します。

支店、営業所又は部署の名称  
所在地

受任者職氏名

#### 本申請の作成者

※他の申請内容はe-KOBEのマイページにある申請履歴にて確認できます。

神戸市長  
神戸市水道事業管理者  
神戸市交通事業管理者  
あて  
申請番号  
申請日

### 暴力団等の排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約（物品）

申請者は、神戸市が（１）「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」、（２）「神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」及び（３）「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識し、また、貴市の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、印鑑証明書の提出をもって下記のとおり誓約いたします。なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約罰・損害賠償請求、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

#### 1 暴力団等の排除に関すること

- (1) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- (2) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号に該当する事由の有無を確認するために県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めがあれば速やかに役員等名簿の提出を行います。
- (3) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号に該当する者を自らの下請負人（一次及び二次下請負以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本市との契約の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、請負人、供給者、貸與人等の本市との契約の相手方（以下「受注者」という。）の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- (4) 貴市が発注する契約に関して受注者として下請負人等と契約を締結した際、下請負人等に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市の求めがあれば当該誓約書の提出を行います。また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- (5) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並

びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

## 2 適正な労働条件の確保に関すること

- (1) 貴市から受注した業務に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。
- (2) 貴市から受注した業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を下請負人等とします（一次及び二次下請負以降すべての下請負人を含む）。また、貴市の求めがあった場合は、その誓約状況を貴市に説明します。
- (3) 下請負人等が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該下請負人等に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
- (4) 貴市との契約に基づく業務において、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、受注者及び下請負人（二次以下を含む）が社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していないと貴市が認めたときに貴市が行う本契約の解除、違約金の請求、指名停止、その他貴市が行う一切の措置について異議を唱えません。

以上

### 申請者

物品等競争入札参加資格 業者番号

商号又は名称

本社・本店の所在地

代表者職氏名

### 別表（誓約事項2(1)(2)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

神戸市長  
神戸市水道事業管理者  
神戸市交通事業管理者  
あて  
申請番号  
申請日

### 地方税に関する誓約 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾

1. 申請者は、以下のことを誓約します。
  - (1) 納期限が到来している地方税に未納の税額がないこと。
  - (2) 上記(1)が事実と相違する場合、神戸市の入札参加を有すると認定されず、又はすでになされた当該認定を取り消されても異議のないこと。
2. 上記1(1)の確認のため、申請者は、以下のことを承諾します。

すべての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税、延滞金等徴収金をいう。）の納付又は納入状況を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市の入札参加資格の審査、登録事務及び確認に利用すること。
3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は、令和10年3月31日までとします。

#### 申請者

物品等競争入札参加資格 業者番号  
商号又は名称  
本社・本店の所在地

代表者職氏名  
法人番号